

南阿蘇村地域振興券発行事業登録事業者募集要項

南阿蘇村地域振興券発行事業実施要綱第6条に定める取扱店舗等の募集及び登録について同条第2項の規定により下記のとおり定める。

1 地域振興券の概要

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 名称 | 南阿蘇村地域振興券 |
| 地域振興券の構成 | 一冊12,000円 1枚当たり面額1,000円の地域振興券12枚綴り |
| 使用期間 | 令和8年3月から令和8年12月31日 |
| 地域振興券の発送 | 令和8年3月中旬を予定。 各世帯に世帯員分を送付。 |
| 使用可能店舗 | 募集により決定した村内にある飲食・小売・サービス等を提供する事業者 |

2 応募資格

- ・村内に店舗がある飲食・小売・サービス事業者等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者（同条第1項第1号から第3号に該当する営業を行う者を除く）でないこと。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものでないこと。
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 登録方法

- ・登録を希望する事業者は「南阿蘇村地域振興券事業者登録申請書」を村（委託先：南阿蘇村商工会）に提出する。
- ・複数の店舗を持つ事業者は店舗ごとに申請を行う。
- ・村は、申請に基づき内容を審査し適切と認められた事業者については、事業者登録台帳に登載し、「事業者登録証」を交付する。
- ・初回登録申請期間は令和8年1月20日から令和8年2月16日までとする。
- ・令和8年2月16日以降も随時申請可能とし、登録することとする。

4 換金方法

- ・受け取った地域振興券は、役場庁舎内に設置する地域振興券販売・換金所へ「南阿蘇村地域振興券 換金申出書」に 使用済み 地域振興券を添付して提出する。
- ・原則、半月の取引分を取りまとめの上、第2及び第4月曜 に換金を申し出る。ただし、取引が小額の場合は複数月分をまとめて申し出ても差し支えない。
- ・換金は登録申請の際に記載した金融機関への送金にて行う。
- ・令和9年2月8日（月）までにすべての地域振興券の換金手続きを行うこと。

5 地域振興券の使用対象とならないもの

- ・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や金融商品に関わる支払
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・価値証券、地域振興券、ビール券、図書券、切手、やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・国税、地方税や使用料などの公租公課出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・事業活動に伴う商品仕入等の取引
- ・出資又は債務の支払
- ・当該地域振興券の交換又は売買
- ・電子マネーへの交換またはチャージ
- ・保険診療の対象となる医療費、処方箋により処方された薬代および介護保険の対象となるサービス

6 地域振興券の使用に当たっての留意事項

- ・交付された事業者登録証 は店舗内に明示すること。
- ・登録事業者（店舗）において、使用期間内に限り使用できる。
- ・現金との引換はしない。
- ・つり銭は支払わない。
- ・登録事業者（店舗）において、本地域振興券を使用対象としない商品を独自に定める場合は予め地域振興券の使用者が認識するよう明示する。
- ・商取引なく地域振興券を流通させない等、不正使用しないこと。